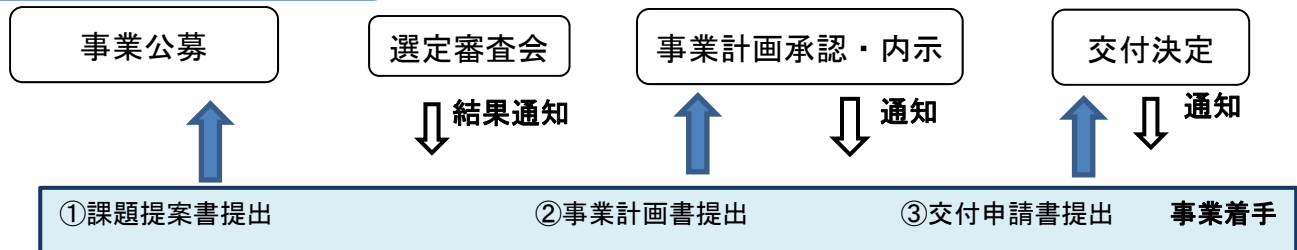


日本食・食文化の普及・拡大や国産農林水産物・食品の地域内利用促進、全国的な消費拡大の取組を支援します ～ 日本食・食文化魅力発信プロジェクト ～

- 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録等を受け高まる日本の食への関心を捉え、地域の農林水産物の利用促進や全国的な消費拡大のためのイベントの実施等を推進し、国産農林水産物・食品の消費拡大を図ります。

事業実施までの主な流れ



例えば・・・

(1) 食のモデル地域育成事業

地域の主たる国産農林水産物を中心とした地域食材の利用拡大の取組を支援します

実施主体

都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織（「食のモデル地域実行協議会」）

事業の対象となる産品

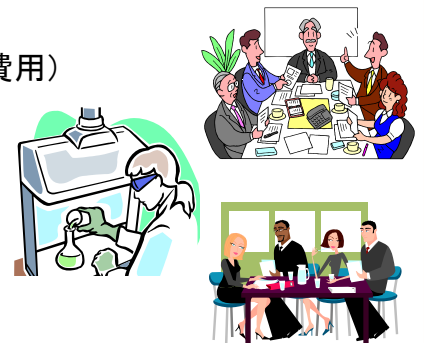
- (1) 米、麦、大豆、米粉に係る取組
- (2) 食肉、牛乳・乳製品等畜産物に係る取組
- (3) 青果物、地域作物、伝統作物、有機農産物に係る取組
- (4) 特用林産物（乾しいたけ等）に係る取組
- (5) 水産物に係る取組

主な支援内容

補助率

1/2（上限500万円）

- **協議会の合意形成、事業企画・検討・運営**
（地域食材の利用促進、消費拡大に向けた事業企画等に係る費用）
- **現状調査や総合的なマーケティング**
（地域食材の利用状況調査、市場評価調査等に係る費用）
- **新商品の開発や研究活動**
（試作品や新たなパッケージデザインの開発に係る費用）
- **新たな販路の開拓や購買促進活動**
（商談会等への出店、試供品やパンフレット作成等に係る費用）



(2)消費拡大全国展開事業

食のモデル地域と連携を図り、品目別の課題に対応した国産農林水産物の消費拡大を図る全国的な取組を支援します

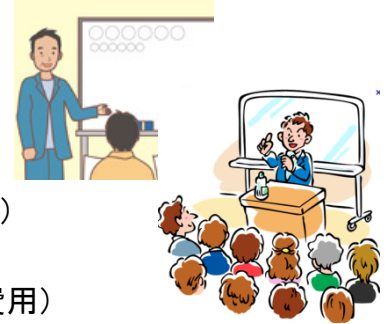
実施主体 民間団体等

事業の内容 (1) 品目(①米・米粉等、②麦、③青果物、④畜産物、⑤水産物)別の課題に対応した消費拡大の取組
(2) 品目を組み合わせて相乗的な消費拡大を図る取組

主な支援内容

補助率 定額

- **人材・後継者等育成**
(研修や交流会の実施に係る費用等)
- **消費拡大促進対策**
(消費拡大方策の検討、調査、消費者への普及・啓発に係る費用)
- **商談会、消費拡大促進フェア等の開催**
(商談会、展示会、消費者との意見交換、アンケート実施に係る費用)



(3)学校給食地場食材利用拡大モデル事業

学校給食関係者と地域の農林漁業者等が連携して地場産農林水産物を給食食材として安定的に生産・供給するための様々な取組を支援します

実施主体 市町村、農林漁業者が組織する団体等

※ 市町村以外の者が事業実施主体となる場合は、事業の実施体制の中に市町村が参画していることが必要です

事業要件 本事業に参画する市町村において、六次産業化・地産地消法に基づく地産地消促進計画を策定していること又は採択年度中に策定することが確実である必要があります

主な支援内容

補助率 定額(上限1,000万円)



- ・ 農林水産物の生産量や給食食材としての需要量の調査
- ・ 安定的な食材の生産・供給に向けた関係者間の話し合い



- ・ 通年安定供給のための加工品開発
- ・ 新たなメニューの導入実証

(1)、(2)については、生産局穀物課(☎03-3502-7950)までご連絡ください
(3)については、食料産業局産業連携課(☎03-6744-1779)までご連絡ください